

第511号
平成18年2月



広報やわた

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書政策室秘書課

平成18年(2006年)1月1日現在
人口 7万4203人 前月比51人減
男:3万6540人 女:3万7663人
世帯 2万9212世帯
動き 出生 47人 死亡 39人
(12月分) 転入 229人 転出 288人

ホームページ
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988



広報やわたは、古紙配合率100%再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています



尊い命を救うために
▽…救急車はケガや急病など
で、緊急に病院に搬送しなければ
ならない傷病者のための車です。
救急車の適正利用につづりをお願
いします。夜間や休日など、救
急車を呼ぶほどではないが、
での診療を必要とする人は、市消
防本部(☎081-4119)まで問合
せください。

消防からのお願い

寝る前には
▽…民家を全焼する火事が昨年
12月に東山地区で、1月に橋本地
区でありました。
就寝前や外出前には、暖房器具
やガスコンロ、電気のスイッチな
どを消し忘れていないか、必ず確
認してください。

火元の確認を

出初式が1月8日、
東山第一中学校の校庭
であります。
消防団員や女性防火
推進隊員、消防隊員
消防職員ら計約400
人と、消防車両16台が

新たな放水決戦を行
いました。消防団員らは、放水練習
から、着放水して、防
火を担当した消防団員が、
して、消防団員らに表彰状が
贈られました。

豪雨による洪水に備
え、放水練習を行
いました。消防団員らは、放水練習
から、着放水して、防
火を担当した消防団員が、
して、消防団員らに表彰状が
贈られました。

学校再編整備計画案の説明会開催	今月の企画内容
交通安全啓発塔を設置	
市民税・府民税、所得税の申告を	
下水道使用料を改定	

ハローワークの求人情報を市役所でも提供

ハローワーク伏見・枚方の最新の求人情報(一般・パート別)を市役所でも提供しています。求人情報を纏めたファイルは市役所1階・庁舎案内横にあります。閲覧自由です。ご利用ください。

◆問い合わせ 商工観光課

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書政策室秘書課

広報やわたは、古紙配合率100%再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています



市消防本部は、平成17年1月1日～12月31日の火災・救急・救助の発生と出動状況をまとめました。

火災件数は10件で、前年より18件減りました。一方で、救急出動の件数は前年より

330件増えて3168件となり、初めて3000件の大台を超えた。

市消防本部では、この統計をもとに、より一層の啓発活動を行い、火災予防と事故防止に努めています。

■火災
昨年1年間に発生した火災件数は10件で、前年(28件)を大きく下回りました。その内訳は、建物火災が5件、車両火災が3件、その他火災2件です。出火原因は方々の消し忘れや電気器具のシステムの消し忘れや電気器具のシステムの消し忘れや電気器具のシ

ヨートなどです。火災による死者は一人で、りん火災は25件

■救助
出動件数は3168件(1件調査中)です。日平均8.7件)で、過去最多となりました。

■救助
出動件数は23件で、前年より3件増えました。内訳は、交通事故が6件、建物等による事故が5件、水難事故が3件、機械による事故が2件などです。

市の救急車はフル稼働状態です

搬送人員は30330人で、急病が18605人(全体の62%)と最も多く、交通事故が515人(17%)、一般負傷が382人(13%)などです。

児童を見守る 黄色いベスト



ボランティアが通学路を警戒
市内11小の学校安全ボランティア(計約500人)が、そいの黄色いベストを着て通学路のパトロールなどを実行しています。

市教委が文部科学省の委嘱で進める「地域ぐるみの学校安全部制整備推進事業」の一環で、地域住民の協力で児童を犯罪から守るのが目的です。

なかでも南山小では下校

時にボランティアがA-G

の7班に分かれて通学路に立ち、児童の安全を見守っています。

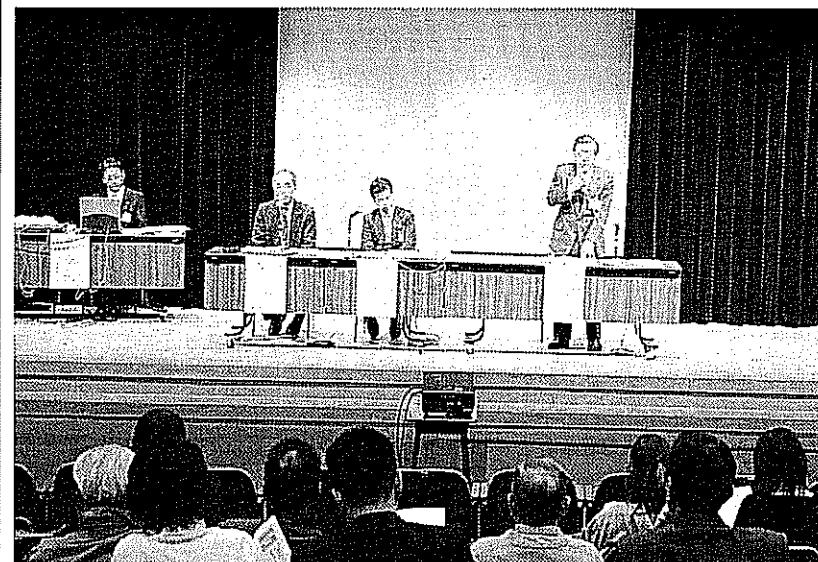
また通学路の点検を行

い、危険個所を地図に記し

ています。

業にも取り組んでいます。同小PTA会長の別府享子さんは「まずは親親に活動に参加してもらいたい。そして地域全体に子どもを見守る人が増えてほしい」と話して、子どもの安全対策への協力を呼びかけています。

児童の下校を見守る学校安全ボランティア(1月23日、八幡安曇塚)



学校再編整備計画案の説明会の様子（1月11日、生涯学習センター）

学校再編整備計画案 4会場で説明会開催

市教育委員会は、このほど策定した「学校再編整備計画案」について、1月11・12日に中学校アロックと4会場で説明会を開催しました。説明会では保護者や地域住民など延べ205人が出席。市教委が学校再編に係る経過や、学校再編整備計画案の基本的な考え方、スケジュールなどを説明の後、質疑応答が行われました。今後、説明会で出された意見等を検討しながら、関係機関との調整を進め、再編整備計画の取り組みを進めていきます。

基本理念、スケジュール確認

学校再編整備計画案の説明会では、はじめに、新たな視点に立った学校づくりの「学校Uリ化構想」について、ユーバーサルデザイン（UDI）を基本理念として、「かたちは体制・仕組み」と「きもち（発想・意識）」を変えて、子どもたちの夢・志をはぐくむ教育の実現を目指す取り組みを説明。

全小学校で完了 オートロック設置

市は、学校施設の安全対策として不審者侵入を防ぐため、府内初めて市内全11小学校の校門や校舎の玄関にモニター付きインターホンとオートロックを設置しました。

◆問い合わせ 教育総務課

エコドライブで安全・省エネドライブを！

身近な省エネ

家庭で最もCO₂の排出が大きいと言われる自家用車。エコドライブを心がけている方とそうでない方では、燃費の差が最大で50%もあると言っています。燃料代の節約にもなって、地球にもやさしいドライバーになるため、心に余裕を持って計画的な運転を心がけましょう。

「エコドライブ10のすすめ」
①無用なアイドリングをしない。
(アイドリングストップ)
②無用な空ぶかしをしない。
③急発進及び急加速をしない。

- ④交通の状況に応じた安全な定速走行に努める。
 - ⑤早めにシフトアップする。
 - ⑥減速時にはエンジンブレーキを活用する。
 - ⑦確実な点検・整備を実施する。(タイヤの空気圧・エアクーラー・エレメントの状態など)
 - ⑧不要な荷物を積まない。また、むやみに燃料を満タンにしない。
 - ⑨エアコンの使用を控え目ににする。
 - ⑩計画的なドライブをする。
- 資料：エコドライブ普及連絡会より
◆問い合わせ 環境保全課

学校再編整備計画案 4会場で説明会開催

学校再編整備計画案の説明会では、はじめに、新たな視点に立った学校づくりの「学校Uリ化構想」について、ユーバーサルデザイン（UDI）を基本理念として、「かたちは体制・仕組み」と「きもち（発想・意識）」を変えて、子どもたちの夢・志をはぐくむ教育の実現を目指す取り組みを説明。

2月1日から運用開始

統いて、学校再編に係る経過について「市民委員会」、「地域協議会」や「子ども会議」の提言をふまえ、「八幡

市教委は今後、関係校の保

護者ならびに地域住民との協

同校区が選択できるように「

「再編後の通学路の安全確保

合で通学距離が遠くなる場

このほど、交通安全の啓発を進め、交通安全意識の高揚を図るために、国道1号の木津川大橋南詰に交通安全啓発塔を設置する運びとなりました。このほか、交通安全啓発塔を設置するため、国道1号の木津川大橋南詰に交通安全啓発塔を設置する運びとなりました。

市内の交通事故防止を呼びかけるため、国道1号の木津川大橋南詰に交通事故ゼロを願い、交通安全啓発塔が設置されました。

近年、自動車交通量の増加に伴い、交通事故が増えるなど安全で平穏な生活を脅かす要因が増大しています。自動車保有台数は年々増加し、都市化と相まってその交通量は、ますます増大しています。

交通事故の推進や交通安全施設の整備がされているにもかわらず、京都府下の交通事故状況(平成18年1月12日現在)は、発生件数47件(前年比8件減)と減少しています。また、高齢化の進行に伴い、高齢者の交通事故が多発しており、その多くは道路横断中に発生しています。高齢者自身が注意するところはもちろんですが、ドライバーも高齢者の特性や行動を知り、思いやりのある運転に心掛けましょう。

市長のメッセージ

先月は、新年の恒例行事としています商工会の「賀詞交歓会」、消防団の皆さんによります「出初式」、一ヶ月を祝つ「成人式」や初ウオーキングとなりました。せっかくご案内催しをはじめ、様々な団体の皆さん手によります新年の行事がありました。せっかくご案内をいただきながら日程の都合で紙面を借りましてお詫び申し上げます。

今は節分、立春と厳しい冬から穏やかな春の訪れを無事に迎え行事が行われます。相変わらず市にとりましても今の時期は来年度のまちづくりの方向を決定し、その裏付けとなります予算を作り上げる一年で最も大切な節目の時です。国と地方あわせて100兆円といわれる膨大な借金の存在、納税や年金など社会の成り立つにかかる総人口の減少と二層の増加などマイナス面が多い中で私たちのまちでは、広域幹線道

八幡市長 犬井 勝弥

市民税・府民税の制度が変わります

1. 老年者控除が廃止されます
昨年までは、65歳以上で合計所得金額が1000万円以下の方に適用された老年者控除(所得税申告で50万円、市民税・府民税申告で48万円)が廃止されます。(同時に寡婦・寡夫控除の要件「老年者に該当しない者」が削除されています)

3. 老年者非課税措置が廃止されます
65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人住民税の非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年1月1日において65歳以上に達していた方(昭和15年1月2日以前生まれ)については、18年度、19年度は経過措置(下表参照)があります。

	17年度	18年度	19年度	20年度
平成17年1月1日現在65歳に達していた方	非課税	所得割2/3を減額	所得割1/3を減額	税額の全額を課税
平成17年1月1日現在65歳に達していなかった方		均等割市1000円 府300円	均等割市2000円 府600円	税額の全額を課税

2. 公的年金の所得の計算方法が変わります

65歳以上の方の公的年金に係る雑所得の計算方法が変わります。次の表のとおりです。

年齢区分	A公的年金等の収入金額の合計額	B割合	C控除額	所得金額
昭和16年1月2日以後に生まれた方	1円～700,000円	所得金額はゼロになります		
	700,001円～1,299,999円	100%	700,000円	
	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円	A×B-Cで求めた金額
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円	
昭和16年1月1日以前に生まれた方	7,700,000円～	95%	1,555,000円	
	1円～1,200,000円	所得金額はゼロになります		
	1,200,001円～3,299,999円	100%	1,200,000円	
	3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円	A×B-Cで求めた金額
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円	
	7,700,000円～	95%	1,555,000円	

(計算例) 公的年金等の収入金額の合計が300万円の場合
 ①昭和16年1月2日以後に生まれた方
 $3,000,000円 \times 0.75 - 375,000円 = 1,875,000円$ (所得金額)
 ②昭和16年1月1日以前に生まれた方
 $3,000,000円 - 1,200,000円 = 1,800,000円$ (所得金額)

4. 定率減税が(定率による税額控除)縮減されます

平成17年度までは、「定率減税」として市民税・府民税所得割の15% (4万円を限度) が減税されていましたが、平成18年度からは7.5% (2万円を限度) に縮減されます。※所得税は平成18年分(平成18年1月1日以後)所得から10% (12万5000円を限度) に縮減されます。

5. 妻の均等割非課税措置が全廃されます

均等割を納める夫と生計を一にする妻で夫と同じ市内に居住し、一定以上の所得を有する方について均等割がかかりませんでしたが、平成18年度からは全額が課税されることになりました。

◆問い合わせ 市民税課

事故ゼロを願い啓発塔を設置

ドライバーの皆さん
速度の出し過ぎに注意!

市内の交通事故防止を呼びかけるため、国道1号の木津川大橋南詰に交通事故ゼロを願い、交通安全啓発塔が設置されました。

この啓発塔は、市が所有し

ていたものを八幡交通安全協

会の協力により新しく書き換

えたものを八幡交通安全協

会の協力により新しく書き換

八幡市文化センター申告会場

(3階受付午前9時30分~午後4時)

月	日	曜日	申告の種類	応対者
2月	13	月	公的年金所得者申告 還付申告 住宅借入金等特別控除申告 青色申告 不動産所得申告 事業(営業)所得申告 市民税・府民税申告	税務署職員 税理士 市職員
	14	火		
	16	木		
	17	金		
	20	月		
	21	火		
	23	木		
3月	24	金		
	27	月		
	28	火		
	2	木	公的年金所得者申告 還付申告 市民税・府民税申告	市職員
	3	金		
	6	月		
	7	火		
3月	9	木		
	10	金		
	13	月	期間中の土曜日、日曜日、祝日と文化センター休館日の毎週水曜日は申告の受付を行っておりません。	
	14	火		

ただし、混雑の状況等により午後4時前に受付を終了する場合があります。また、昼食時間帯は休憩させていただきますのであらかじめご了承ください。

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バスをご利用のうえ、お越しください。

※文化センターでの確定申告の受付は、3月14日(火)までです。3月15日(水)は文化センターの休館日ですので、所得税の確定申告の受付は行いません。所得税の確定申告の必要な方は、宇治税務署で行ってください。

■所得税申告が必要な方
所得税(国税)の確定申告は、市民税・府民税の申告を兼ねています(確定申告すれば、市民税・府民税の申告は不要です)。
【事業所得等の場合】
事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雜所得、山林所得などがある方で、平成17年中に各種所得金額の合計額が17分の定率減税額」と「平成17年分の定率減税額」との合計金額が20万円を超える方

■給与所得者の場合
給与所得者は、年末調整で所得税額の精算が行われる場合、平成17年中の給与の収入金額が2000万円を超える方

所得税

【給与所得者の場合】

合計額を超える場合。

給与所得者は、年末調整

で所得税額の精算が行われ

ますので、一般的には申告

は不要ですが、次のような

場合は確定申告が必要とな

ります。

【給与を一ヵ所から受け

ている方で、地代・家賃・原

料などの収入があり、給

金額が2000万円を超

る方

【給与を二ヵ所以上から受

けている方で、年末調整を

受けたために平成17年に

受けた主たる給与以外のこ

の合計金額が20万

円を超える方

【退職所得で「退職所得の申告に関する申告書」が未

提出のため、20%の税率で

源泉徴収された税額が、正

規の税額よりも少ない方

◆問い合わせ 宇治税務署

(0774-44-4141)

市民税・府民税、所得税

申告は忘れずご自分で

私たちが安心して生活していくためには、警察や消防、学校、道路、公園など、個人や民間団体の活動だけではまかなうことのできない公共サービスや公共施設が必要です。そのために国や地方公共団体(都道府県や市町村)は、社会保障の充実、住宅や道路の整備、教育や科学技術の振興など、幅広い事業を行っています。事業を進めるには、多くの資金が必要であり、その主要な財源は税金によってまかなわれています。

この税金の申告会場が2月13日

日(月)から3月14日(火)まで八幡市文化センターで開設されます。なお、2月16日(木)から3月15日(水)までが確定申告の期間ですが、八幡市文化センターは水曜日が休館日となっておりますので、3月15日はこの会場で申告の受付は行いません。所得税の申告が必要な方は直接宇治税務署で確定申告をしてください。

申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。忘れずに申告しましょう。

市民税・府民税

いる方は、平成17年中に支払った領収書を持参し、提示していただき、また、その額を申告してください。

▼給与所得者で、給与所得を退職所得以外の所得がなつたとき。

▼年金受給者で、社会保険

要な方

▼市民税・府民税の申告が不要な方

▼市民税・府民税申告書を提出する方

▼給与所得者で、社会保険

要な方

4月から下水道使用料を改定します

ご理解をお願いします

昨年12月の市議会の議決を経て、本年4月1日から、平均16%アップの下水道使用料の改定を行うことになりました。

これまで、人員の削減や事務事業の効率化等、内部的な努力をしてまいりましたが、これだけでは限界があり、建設費用の借入に伴う償還金の増加、汚水処理費用の増加や下水道施設の維持管理費用の増加により、下水道事業の運営が非常に困難な状況となっています。

そのため、安定した下水道事業を運営するために、事務事業の効率化をさらに進めるとともに、市民の皆様にもご負担をお願いすることとなりましたので、ご理解をお願いいたします。

◆問い合わせ 下水道管理課



平均で16% 平均使用量(月20m³)では332円のアップ

下水道使用料金表(1カ月)

<消費税を除く>

区分	現行		改定後	
一般用 超過料金(→1㎥当たり)	8㎥以下	690円	8㎥以下	790円
	8㎥を超えて10㎥以下の水量について	87円	8㎥を超えて10㎥以下の水量について	100円
	10㎥を超えて50㎥以下の水量について	121円	10㎥を超えて20㎥以下の水量について	140円
			20㎥を超えて30㎥以下の水量について	142円
			30㎥を超えて50㎥以下の水量について	143円
	50㎥を超える水量について	125円	50㎥を超える水量について	146円
浴場用	1㎥当たり	20円	1㎥当たり	30円

(注)浴場用は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に規定する公衆浴場であって、物価統制令(昭和21年勅令第118号)の規定に基づき入浴料金が定められているものに使用するものをいう。

今後、一層の効率・安定経営に努めます

下水道事業は、使用料収入のみで経営する独立採算制が原則ですが、本市の使用料収入は、必要経費の6割弱で、不足分を基金の取り崩しと一般会計からの繰入金で運営しています。

しかし、平成9年度以降、市税の減収が続き、地方交付税も減収となるなど、市の歳入は大きく減少し、下水道事業への繰入金を減額せざるを得ない状況となっており、また、現状のままでは、基金が底をつくこととなります。

一方、今までの建設投資に伴う借入金の残額が平成16年度末で104億円になっており、毎年8億5000万円近くを償還しています。さらに、汚水を処理する費用として京都府・大阪府に5億円を超える費用を支払っております。この費用は、下水道事業運営経費の約85%にもなっています。

また、男山地区の污水管は、建設後35年以上が経過し、年々老朽化が進行しているため、改修工事等が急務となり、維持管理費の増加は必至となっております。

前述の内容は、平成17年7月と10月に広報でお知らせいたしましたところであります。このままで、下水道事業の運営が非常に困難な状況となっており、止むを得ず、下水道使用料を改定させていただくこととなりました。

今後も事務事業の効率化や人件費の削減を行い、下水道事業経営の改善を進めてまいります。

平均世帯で1カ月2509円

この改定で、平均使用量(月20m³)のご家庭では、現行使用料2177円が改定後2509円、332円の値上げとなります。

下水道使用料早見表(一般用)1カ月分

<消費税を含む>

使用水量 ㎥	下水道 使用料(円)	使用水量 (㎥)	下水道 使用料(円)	使用水量 (㎥)	下水道 使用料(円)
0~8	829	51	7,156	94	13,748
9	934	52	7,310	95	13,902
10	1,039	53	7,463	96	14,055
11	1,146	54	7,616	97	14,208
12	1,333	55	7,770	98	14,361
13	1,480	56	7,923	99	14,515
14	1,627	57	8,076	100	14,668
15	1,774	58	8,229	150	22,333
16	1,921	59	8,383	200	29,998
17	2,068	60	8,536	250	37,663
18	2,215	61	8,689	300	45,328
19	2,362	62	8,843	350	52,993
20	2,509	63	8,996	400	60,658
21	2,656	64	9,149	450	68,323
22	2,807	65	9,303	500	75,988
23	2,956	66	9,456	550	83,653
24	3,105	67	9,609	600	91,318
25	3,255	68	9,762	650	98,983
26	3,404	69	9,916	700	106,648
27	3,553	70	10,069	750	114,313
28	3,702	71	10,222	800	121,978
29	3,851	72	10,375	850	129,643
30	4,000	73	10,529	900	137,308
31	4,150	74	10,682	950	144,973
32	4,300	75	10,836	1,000	152,638
33	4,450	76	10,989	1,500	229,288
34	4,601	77	11,142	2,000	305,938
35	4,751	78	11,295	2,500	382,588
36	4,901	79	11,449	3,000	459,238
37	5,051	80	11,602	3,500	535,888
38	5,201	81	11,755	4,000	612,538
39	5,351	82	11,909	4,500	689,188
40	5,502	83	12,062	5,000	765,838
41	5,652	84	12,215	5,500	842,488
42	5,802	85	12,369	6,000	919,138
43	5,952	86	12,522	6,500	995,788
44	6,102	87	12,675	7,000	1,072,438
45	6,252	88	12,828	7,500	1,149,088
46	6,402	89	12,982	8,000	1,225,738
47	6,553	90	13,135	8,500	1,302,388
48	6,703	91	13,288	9,000	1,379,038
49	6,853	92	13,442	9,500	1,455,688
50	7,003	93	13,595	10,000	1,532,338

(注)実際の請求は、2ヶ月単位の請求となります。

高齢者・成人

▶各種健康相談の開設日

窓口リハビリ相談	16日(木) 母子健康センター	40歳以上が対象です。作業療法士が運動や福祉用具などの相談に応じます。
窓口健康相談	16日(木) 母子健康センター	40歳以上が対象です。保健師が健康に関する相談に応じます。
老人健康相談	23日(木) 八寿園	60歳以上が対象です。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間はいずれも午前9時30分～11時。
※窓口リハビリ相談のみ、なるべく事前に健康推進課へ予約願います。

▶機能訓練(リハビリテーション) 参加者募集

平成18年4月から9月の期間に行う機能訓練(前期分)の参加者を募集します。

対象 40歳以上65歳未満で、脳卒中などの病気や外傷により身体機能が低下し、日常生活の動作に支障のある方や障害があることで家に閉じこもりがちになっている方(介護保険による要介護者および要支援者は除く)

内容

- ①身体機能や日常生活動作についての訓練、相談
- ②転倒予防、体力増進を目的とした体操
- ③家庭における自己訓練の助言、指導
- ④軽スポーツ、レクリエーション、料理
- ⑤参加者同士の交流会など

スタッフ 医師(月1回)、作業療法士、理学療法士、保健師など

回数 1カ月に4回実施

申し込み 3月6日(月)までに電話で健康推進課へ

▶アスベスト特別健康診断を実施します (予約制)

対象 本年度、市の肺がん検診(40歳以上対象)を受診した、市内在住の方で次のいずれかに該当する方

- ①過去にアスベスト関連事業所に就労していた方
- ②アスベスト関連商品等を扱う自営業の方
- ③アスベスト関連業種の家族の方

④アスベスト関連事業者の周辺に居住歴のある方

予約受付期間 2月1日(水)～3月10日(金)

費用 無料

内容 問診、本年度受診した市の肺がん検診の胸部エックス線フィルムの再読影

申し込み 電話で健康推進課へ

お知らせ

▶神経系難病相談

専門医による個別相談と指導・助言を行います。

日時 2月14日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 府山城北保健所

担当医 独立行政法人国立病院機構南京都病院リハビリテーション科医長 岡伸幸さん

対象 神経系難病およびその疑いのある方やその家族(定員6人、先着順)

申し込み・問い合わせ 府山城北保健所(☎0774-21-2911)

▶ウイルスによる感染症胃腸炎を予防しましょう

ノロウイルスとは海水や河川水などに分布し、感染性胃腸炎の原因となるウイルスです。感染性胃腸炎は、ウイルスに汚染された飲食(生かきなど)を口にすることや、手や調理器、感染者の便やおう吐物からの二次感染によって起こります。主に11月から3月にかけて発生し、主な症状は、吐き気・おう吐・腹痛・下痢・発熱などがあります。

【予防方法】

- ①用便後、調理の前、食事の前の手洗い・うがいを励行しましょう。
- ②食品は十分加熱しましょう(食品の中心温度が85°Cで1分間以上が目安)。
- ③まな板・包丁・ふきんなどの調理器具を清潔に保ちましょう(熱湯消毒や塩素系漂白剤などで殺菌を)。
- ④吐物や便などの汚物は直接手に触れないようしましょう。

問い合わせ 健康推進課

▶小児救急医療体制が整いました

山城北地域において、地域内の医療機関が休日・夜間に小児専門医を当直させ、必ず小児救急患者を診察する体制が整いました。

曜日	病院名	時間帯
月	第二岡本総合病院	午後8時～ 午前8時
火	宇治徳洲会病院	
水	第二岡本総合病院	
木	田辺中央病院	
金	田辺中央病院	

※平日が祝日の場合、田辺中央病院が当番病院となります。

※宇治徳洲会病院は火・水・木曜日以外も小児救急当直体制を実施しています。

問い合わせ 第二岡本総合病院(☎0774-44-4511)、宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111)、田辺中央病院(☎0774-63-1111)

▶要約筆記奉仕員派遣制度のお知らせ

市では、聴覚の障害により社会参加する上でコミュニケーションなどに著しい支障がある市内在住の聴覚障害者に対して、要約筆記奉仕員を派遣します。奉仕員は会議・講演内容などをその場で要約して紙に筆記したり、あるいはそれをスクリーンに投影して内容を伝えます。派遣となる事業は、以下の通りです。

- ①市等公的機関主催の講演、講座など
- ②福祉関係団体主催の会議など
- ③その他市長が必要と認める催し申し込み・問い合わせ 社会福祉課

▶高齢者短期入所生活介護

本市に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者等の介護者が冠婚葬祭などの理由で一時的に介護が困難になった場合、高齢者等を市内の介護老人福祉施設または介護老人保健施設でお預かりします。

利用範囲 継続利用3日以内で年間14日以内
費用負担 1人当たり1日の利用料

- ・自立=2,400円 ④要支援=2,500円
- ・要介護1=2,600円 ⑤要介護2=2,800円
- ・要介護3=3,000円 ⑥要介護4=3,300円
- ・要介護5=3,500円 ※移送料(片道)=500円

※食費および諸経費などの負担が別途必要になる場合があります。

問い合わせ 高齢介護課

▶高齢者に日常生活用具の給付・貸付をします

本市に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で電磁調理器などの日常生活用具が必要な方に給付、貸与をします。

給付 電磁調理器・火災警報機・自動消火器
貸与 高齢者用電話

※所得税額により利用者負担があります。

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

▶家事の介助と付き添いサービス

対象 おおむね65歳以上の低所得の高齢者世帯または障害者世帯の方で、病気やケガのため一時的に介護が必要な方

内容 市が委託しているホームヘルパーが、衣類の洗濯、食事の支度(調理)、住居の掃除、生活必需品の買物、その他身の回りの世話や、日常生活についての相談・助言、介護を行います。

利用範囲 1人1日につき3時間以内。利用時間は、午前7時～午後8時まで。

利用料(1時間当たり)

【家事】午前8時～午後6時=210円、午前7時～午前8時=260円、午後6時～午後8時=260円

【介護】午前8時～午後6時=420円、午前7時～午前8時=520円、午後6時～午後8時=520円

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

▶介護用おむつ等を支給します

対象 次の要件をすべて満たす方

- ①基準日(毎月1日)現在、介護保険法において、要介護4・5の認定を受けた方を在宅で介護している家族
- ②要介護者、介護者ともに市民税非課税世帯に属している方

給付内容 毎月5,000円分の給付券で介護用おむつ等を指定業者で交換できます(申請月から交付)。

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

変わります 介護保険②

4月から地域包括支援センターが設置されます。このセンターでは次の四つの仕事をすることになります。

ひとつは、介護予防のケアマネジメントです。要支援と認定された人への新予防給付や地域支援事業の中の介護予防事業に該当する人たちの個別予防プランをつくります(プランづくりの一部は事業所委託します)。

二つ目は、総合相談と支援です。高齢者やその家族のいろいろな相談に応じます。あちこちらいに回しにされない窓口を「ワンストップ」といいます。センターはこのワンストップのサービスを目指します。

三つ目は、権利擁護です。虐待されている高齢者の早期発見や虐待防止のための仕事、認知症の人を守る成年後見制度の普及などの活動をします。

四つ目は、ケアマネジャーの支援です。多くの問題を抱えた人たちと接するケアマネジャーの相談に応じたり、ネットワークをつくったり、解決に向けて一緒に取り組んだりします。

地域包括支援センターにはスタッフとして三つの専門職が配置されます。保健師(又は経験のある看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャーです。平成18年度、八幡市では地域包括支援センターを市が運営することにしています。たとえ高齢で体が不自由になったり、認知症になったりしても、安心して暮らせるまちづくりの礎を築くセンターにしたいと考えています。

問い合わせ 高齢介護課

▶「障害者自立支援法」が始まります

平成18年4月から始まる障害者自立支援法により、身体障害者・知的障害者・精神障害者が共通のサービスを地域で受けられるようになります。

この法律は、今日まで複雑に組み合わされていた福祉サービスが組み替えられ、総合的に障害者の生活を支援するものです。

居宅介護や重度訪問介護・短期入所・施設入所支援などの【介護給付】、グループホーム・就労移行支援や就労継続支援などの【訓練等給付】、更生医療・精神通院医療・育成医療が【自立支援医療】として給付対象となります。【補装具】の給付等についてもこの法律による給付対象となります。

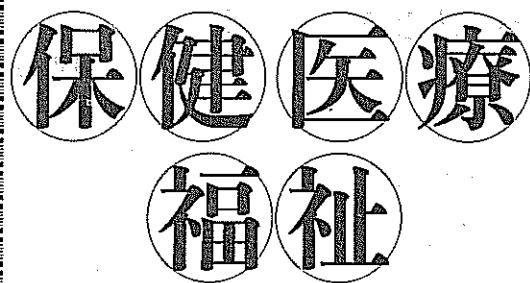
また、サービスを利用されたときにかかる費用は、原則として1割の負担が必要となります。負担が重くなりすぎないように所得に応じて上限が決められています(補装具については10月からの負担となります)。

なお、相談支援や手話通訳等のコミュニケーション支援、移動支援や日常生活用具の給付などは地域生活支援事業として行われます。

※障害者自立支援法についてはまだ詳細な内容が示されていません。今後も継続して新制度について掲載する予定です。

問い合わせ 社会福祉課





市役所への問い合わせは
☎ 983-1111 (代) へ

保健

- ◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ(個別に問い合わせがあるものを除く)。
- ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
- ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

乳幼児・児童

◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶ 3カ月児健康診査

生後3カ月児が対象。身体測定、内科診察、栄養士による離乳食・栄養相談、保健師が発達面の観察や育児についての相談に応じます。母子健康手帳と「3カ月児健康診査質問票」を持参ください。

日程・対象 2月7日(火)=平成17年10月1日
～10月20日生
2月24日(金)=平成17年10月21日
～11月10日生

受付時間 午後1時15分～2時15分

※次回は3月7日(火)です。

▶ 育児健康相談

およそ生後10カ月児が対象。身体測定のほか、保健師が育児についての相談に応じます。生後10カ月児以外にも身体測定や育児相談を行っています。今月は平成17年3月生が10カ月児対象です。

日程・場所

2月1日(水)◆母子健康センター

2月3日(金)◆南ヶ丘隣保館

2月6日(月)◆美濃山コムニティセンター

2月7日(火)◆橋本公民館

2月8日(水)◆男山公民館

2月9日(木)◆男山公民館

2月13日(月)有都福祉交流センター

受付時間 午前9時30分～10時30分

※◆印についている会場では保育士によるふれあい遊びもあります。

※来月は3月1日(水)男山公民館からです。

▶ 1歳6カ月児健康診査

1歳6カ月児が対象。身体測定、内科・歯科診察、歯ブラシ指導、保健指導、栄養相談と、手作りおやつの試食を行います。歯ブラシを忘れずに持参してください。今月の対象は平成16年8月1日～8月20日生の児童です。

日 程 2月14日(火)

受付時間 午後1時～2時

※次回は3月3日(金)です。

▶ 3歳児健康診査

3歳6カ月児が対象。身体測定、検尿、視力検査、内科・歯科診察と発達面の相談を行います。幼児期最後の総合的な健康診査ですので、お子さんのふだんの様子、体の具合を知っている方と一緒にお越しください。今月の対象は平成14年8月に生まれた児童です。

日 程 2月21日(火)、22日(水)

受付時間 午後1時～2時

※次回は3月14日(火)、15日(水)です。

▶ マタニティスクール

これからお母さん、お父さんになる方が対象。内容は「医学・栄養編」(パートⅠ)です。妊娠期の生理や分娩、栄養についての話を産婦人科医と栄養士がわかりやすく講演します。申し込みは開催日前日までに電話で健康推進課へ。日 時 2月2日(木)午後1時30分～4時
※受付は午後1時15分から行います。
※次回は、3月8日(水)に「歯科・育児編」(パートⅡ)を行います。

予防接種

▶ 三種混合予防接種

生後3カ月以上～満7歳6カ月未満(接種日基準)の乳幼児に、三種混合予防接種(ジフテリア・百日咳・破傷風)を行います。

日 程 2月9日(木)、16日(木)、23日(木)

受付時間 午後1時20分～2時20分

場 所 母子健康センター

【注】初回接種(三種混合Ⅰ期)は3～8週間の期間をあけて、合計で3回接種を受けてください。▼追加接種は初回接種3回終了後1年～1年半までに1回接種を受けてください。▼三種混合予防接種は接種回数が多いため、他の予防接種との間隔に注意してください。
※次回は3月2日(木)、16日(木)、23日(木)です。

▶ 麻しん(はしか)予防接種

対 象 満1歳以上～満7歳6カ月未満の幼児
接 種 市発行の「依頼書」を市内医療機関に持参して接種を受けてください。1歳の誕生日の翌月に依頼書を送付していましたが、平成17年2月生のお子さんは送付いたしません。右記の「お子さんの麻しん・風しんの予防接種はお済みですか」をよくお読みください。希望者には依頼書を発行します。

その他の他 満7歳6カ月未満(接種日基準)の幼児で希望者には依頼書を発行します。下段の申込書に必要事項を記入して健康推進課へ。

※電話での申し込みは受け付けていません。

▶ 風しん予防接種

対 象 満1歳以上～満7歳6カ月未満の幼児
接 種 市発行の「依頼書」を市内医療機関に持参して接種を受けてください。平成16年12月生の幼児、平成17年1月1日～1月10日生の幼児に2月10日頃に、平成17年1月11日～1月20日生の幼児に2月20日頃に、平成17年1月21日～1月31日生の幼児に2月末日頃に依頼書を送付します。満1歳になったらできるだけ早く受けましょう。

その他の他 満7歳6カ月未満(接種日基準)の幼児で希望者には依頼書を発行します。下段の申込書に必要事項を記入して健康推進課へ。

※電話での申し込みは受け付けていません。

※風しん予防接種は、麻しん予防接種後に受けください。

BCG予防接種

生後6カ月未満の乳児が対象。直接BCG接種を行います。毎月1回実施します。

日 程 2月8日(水)

受付時間 午後1時20分～2時20分

場 所 母子健康センター

※次回は3月9日(木)です。

▶ お子さんの麻しん・風しんの予防接種はお済みですか

麻しん・風しん対策を一層強化するために平成18年4月1日から麻しん・風しん予防接種の対象年齢と接種方法が変わります。まだ両方の予防接種が済んでいないお子さんは、平成18年3月31日までに予防接種を受けましょう。

◆接種対象年齢の変更

現 行 生後12カ月～生後90カ月未満
変更後 1期 生後12カ月～生後24カ月未満
2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間

◆接種方法

現 行 麻しんまたは風しんの単抗原ワクチン接種
変更後 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンによる2回接種

新制度での対象(平成18年4月1日改正)

現行制度による接種歴	1期 混合ワクチン	2期 混合ワクチン
麻しんのみ接種	×(風しん単独 ○<任意>)	×
風しんのみ接種	×(麻しん単独 ○<任意>)	×
麻しん・風しんともに接種済み	×	×
麻しん・風しんともに未接種	生後12～24カ月のみ○	就学前1年間のみ○

注 意

①平成18年3月31日までに麻しんおよび風しんの予防接種を受けた方(どちらかだけの場合含む)は1期および2期の対象になりません。ただし、麻しん・風しんのいずれかだけ接種した場合は任意でもう一方の予防接種(単独ワクチン)を受けることができます。

②平成18年3月31日までに麻しんおよび風しんの予防接種をどちらも受けていない方で、平成18年4月1日以降、2期の予防接種の対象に該当する方は2期のみ定期の予防接種として受けすることができます。

【平成17年2月生のお子さんの保護者の方へ】

平成18年3月31日までに麻しん・風しんの両方の予防接種を受けるのは日程的に非常に難しいと考えられます。次の接種方法があります。
①1歳になったら、速やかに麻しん、続いて4週間以上の間隔をおいて風しんを受ける(現在の標準的な受け方)。

※ただし、3月末までにどちらか一方の予防接種だけ受けた場合は、4月以降の新ワクチンでの接種対象から外れます。受けられなかった予防接種は任意接種となります。

※現在、国では1歳になったらすぐの麻しん接種を勧めています(麻しんは感染力が強く、小児にとっては致命的な事態を招くことがあります)。

②平成18年4月1日まで待って、新ワクチンで接種する。

※平成17年2月生の方のほとんどは4月以降、新ワクチンでの接種になると思われます。したがって、4月までに麻しん・風しんにかかるないように十分注意し、4月以降速やかに接種されることをお勧めします。ただし、麻しん・風しんのどちらかにかかると4月以降の新ワクチンでの接種は対象外となります。

▶ 日本脳炎予防接種の第3期(14歳以上16歳未満の方)を廃止します

平成17年7月29日付け、厚生労働省の通知として「日本脳炎に係る定期の予防接種の第3期予防接種(14歳以上16歳未満の者)を廃止する」との公布があり、その対象年齢の方は平成17年7月29日から定期予防接種の対象外となりました。日本脳炎第3期予防接種の廃止は、近年、日本脳炎患者の発生動向が極めて少なく、また第2期までの予防接種による抗体で充分な免疫力があるという理由によるものです。

現在、日本脳炎予防接種については、予防接種法に基づき実施をしておりますが、厚生労働省の通知により平成17年5月30日付けで積極的な勧奨を差し控えています。新しいワクチンでの接種は現在のところ未定です。

切り取り線

年 月 日申込

予防接種申込書 (該当の予防接種に○をしてください)			
麻しん・風しん・日本脳炎(一枚) ※日本脳炎予防接種は必要枚数も記入してください。			
ふりがな 名 前	生年月日	年 月 (歳 カ月)	
住 所	八幡市	保護者名	電 話

生活情報センターだより

偽造・盗難キャッシュカードの被害にあわないために!



スキミング（他人のクレジットカード等の磁気情報を機械で不正に読み取る行為）やフィッシング（銀行などを装い偽のホームページに誘導し、カード番号、パスワードなどの情報を不正に入手する行為）などで銀行口座の情報を盗まれ預貯金が引き出されるという被害が急増しています。知らない間に自分の預金がなくなついたら大変！

★預金者保護法施行

このような偽造されたり盗まれたりしたキャッシュカードによる被害を救済するために、昨年8月に「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払い戻し等からの預貯金者の保護に関する法律」略して「預金者保護法」が成立し、今年2月10日から施行されます。

▶高等学校奨学金が支給されます

府では市民税非課税世帯で、母子・父子・児童・身体障害者世帯等のお子さんが高等学校で修学するのを支援するために、高等学校奨学金を支給する制度を設けています。

今春、高等学校へ進学予定の方を対象に、2月1日（水）から2月23日（木）まで申請受付します。詳しくは府山城北保健所総務課へ。

申請書など必要書類は市役所総務課にも置いています。

問い合わせ 府山城北保健所総務課
(☎0774-63-5747)

▶乙訓・八幡広域観光研修会

大山崎町・向日市・長岡京市および八幡市で構成する乙訓・八幡広域連携事業推進協議会では、乙訓・八幡地域の魅力を向上させるため、広域的な観光戦略のあり方を考える「乙訓・八幡広域観光研修会」を開催します。どうぞお越しください。※参加自由です。

日 時 2月25日(土)午後1時30分～4時30分
場 所 文化センター 小ホール
※ご希望により手話通訳・要約筆記を行いますので、2月15日(水)までに市役所政策推進課へ連絡ください。

内 容 基調講演、パネルディスカッション
問い合わせ 同議会(市役所政策推進課内)

▶介護保険事業計画等策定委員会が傍聴できます

日 時 2月28日(火)午後2時～4時
場 所 市役所分庁舎2階会議室
定 員 5人(先着順)
申し込み・問い合わせ 2月20日(月)までに高齢介護課へ

▶都市計画のお知らせ
一区域区分の見直しについて

区域区分とは、目標とする都市の将来像の実現に向け、都市計画区域マスター・プラン等の上位計画に即し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、良好な環境の保全を図るために基本となるものです。

八幡市は、市内全域が都市計画区域であり、既に市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(市街化区域)と、市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)に区分されています。

現在の区分は平成12年度に定めたものですが、都市をめぐる社会経済情勢は大きく変化し、安定・成熟した都市型社会の到来を踏まえ、地域の実情に応じた個性豊かな都市の整備と保全が図られるよう、現在その見直し作業を行っています。

このたび、京都府南部地域の都市計画区域について見直しを行うにあたっての府の考え方、「基本方針」として策定されました。

詳しくは府ホームページ都市計画課
(http://www.pref.kyoto.jp/toshi/senbiki/index.html)をご覧下さい。

問い合わせ 計画・公園課

この法律では、現金をカードで不正に引き出された被害について、金融機関が原則として全額補償するというもの。「原則として全額」とは、預金者の過失の度合いにより補償の割合が変わってくるからです。

預金者に過失があったかどうかの立証責任は金融機関が負うこととなり、立証されれば補償は減額されます。また預金者に重大な過失があれば補償されません。

★注意点

①補償の対象は、偽造・盗難されたキャッシュカードや通帳によるATMでの取引のみ。紛失したカード等による被害は対象外となっています。②カードの暗証番号を他人に知られないようにする努力や盗難にあったらすぐに警察や金融機関に届けることが大切です。

◆問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

▶既存宅地確認制度の経過措置期間が終了します

旧都市計画法第43条第1項第6号の規定による既存宅地の確認を受けた土地については、次の通り、経過措置期間が設けられ、自己の居住または自己の業務の用に供する建築物の新築、改築または用途の変更を行なうことが可能となっています。

この期間内に建築行為に関する工事に着手しないと、新築、改築または用途の変更ができなくなりますので、ご注意ください。

①平成13年5月18日までに既存宅地確認を受けた土地は、平成18年5月17日まで

②平成13年5月18日までに既存宅地確認の申請を行い、その後確認を受けた土地は、確認の日から起算して5年を経過する日まで

なお、自己の業務の用に供する建築物とは、自己の経営する店舗、工場、倉庫等を指します。

問い合わせ 府土木建築部建築指導課開発指導係(☎414-5347)、府山城北土木事務所開発指導担当(☎0774-62-0624)

▶交通災害共済事業の見舞金の請求期限は事故から2年間です

交通災害共済の見舞金の請求期限は、平成18年3月31日(金)となっていますので、速やかに請求を行ってください。

請求対象者 以下の全てに該当する方

①平成15年度に交通災害共済に加入された方
②平成16年3月31日までに発生した交通事故にあわれた方
③請求日が、交通事故の日から2年を経過していない方

※交通災害共済事業は平成15年度末(平成16年3月31日)で廃止されています。

問い合わせ 管理・交通課

▶在宅介護者に慰労金を支給します

対象 在宅で常時直接介護している配偶者もしくは3親等内の親族で次のいずれにも該当する方

①要介護4または5の認定を受けた高齢者を介護保険のサービスを継続して1年間利用せずに在宅で介護している方
②要介護者、介護者ともに市民税非課税世帯に属している方

支給額 100,000円(支給は1人につき年1回)

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

2月3日は節分の日です。皆さん節分にまつわるお話を聞いてみました。

あなたも一言

橋本糸ヶ上 宮川 辰治さん

娘が中学生くらいまでは、節分の日に私が鬼の役で豆まきをしていました。最近は豆まきをしている風景もあまり見かけなくなり、我が家でもしなくなったので、寂しく思います。娘が自分の家庭を持つようになったらぜひ豆まきしてほしいですね。

鈴明台西 内田 真奈美さん

たいが
大雅ちゃん
えみる
笑瑠ちゃん

主人の帰りが夜遅く、鬼役がいないので、家で豆まきができませんが、保育園でしてくれるのでとても助かります。私が子どものころには恵方巻を食べる習慣はなかったけれども、今では食べています。去年は子どもが恵方巻をアニメの中で見たようで、喜んで食べていました。

八幡旦所 柴田 まささん

私が小学生の頃は、母親が日本髪を結っていて、節分の日は特別な髪型にしていました。家族の年齢にそれぞれ一つ足し

た数の豆を神棚にお供えし、ヒイラギの枝にイワシの頭を差したものを作りました。今も豆まきをしますが、無事元気にできることがうれしいです。

▶高齢者の入院諸経費を助成します

対象 次のいずれにも該当する方

①市内に6カ月以上在住し、満70歳以上の方

②平成17年4月1日以降に、病院に60日以上引き

続いている方、または入院している方

③本人および同居の配偶者および同居の2親等以内の直系血族の市民税が非課税である方

支給額 10,000円(支給は1人につき年1回)

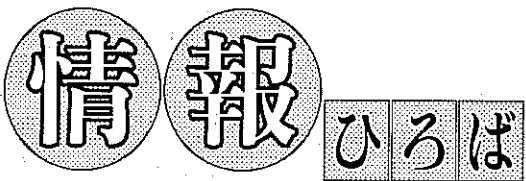
申し込み・問い合わせ 高齢介護課



※皆さんの作品で、広報やわたの紙面を飾ってみませんか。応募作品の一部を、このコーナーで紹介します。作品は俳句、川柳、短歌、イラスト、写真、詩など(写真、イラストに関しては、100字程度で説明を添えてください)。1人1作まで。毎月5日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して、〒614-8501市役所秘書課「作品」係へ送ってください。

【短歌】
遠き日の想い出しのぶ冬の花庭山茶花の初雪に散る
新年を帰省家族の集へ疊多忙の中に嬉れい滿たり
横矢政久(八幡清水井)
【俳句】
豆劍士袴ひきすり初詣
【写真】
「鬼は外、福は内」
中野 徹(男山金振)
大崎 金彦(橋本糸ヶ谷)
今村 和子(岩田竹綱)

◆市民ギャラリー◆



市役所への問い合わせは
☎ 983-1111 (代) へ

市の主催・共催・後援のみです

スポーツ

▶第29回市長旗争奪社会人軟式野球大会

日程 3月5日(日)～5月7日(日)

※開会式は2月26日(日)午前9時～

場所 くすのき近隣公園野球場

対象 市内在住・在勤者を中心に構成されたチーム

試合方法 トーナメント方式

抽選会 2月25日(土)午後7時30分～、生涯学習センターで。

参加費 12,000円(新規登録チームは年間登録料として別途12,000円が必要です)

申し込み・問い合わせ 2月12日(日)までに電話で市社会人軟式野球連盟事務局(共栄堂スポーツ内、☎ 982-9118※月曜除く)へ。必要書類を代表者へ送付します。昨年出場チームへは書類を郵送します。

▶八幡サッカー協会平成18年度登録チーム募集

資格 市内在住・在勤の18歳以上の社会人で構成されたチーム

申し込み 所定の申込用紙に必要事項を記入して2月17日(金)必着で、市役所社会教育課または同協会事務局へ

問い合わせ 同協会事務局 野村(☎ 982-1482、FAX 982-1492)

募 集

▶男女共同参画社会に向けて「わたしの人生をしっかりイキル」

日時・場所	内 容
3月3日(金) 午後1時～4時 生涯学習センター	お菓子づくりを通して、コミュニケーションを図ります。
3月10日(金) 午後1時～5時 私のしごと館 (精華町)	「私のしごと館」で体験型学習をします。
3月17日(金) ①午後3時～ ②午後7時～ 生涯学習センター	こころ豊かな人生を学ぶため、映画「マザーテレサ」を上映します。 ※一般公開します。
3月24日(金) 午後1時30分～4時30分 生涯学習センター	自分の人生をしっかり生きるために設計を立てるための講座です。

定員 30人(先着順、原則全日程参加できる方)

※3月17日のみ定員各回200人で映画を上映します。希望される方は整理券が必要です。2月1日から市役所人権同和啓発課、生涯学習センターで配布します。

参加費 無料(ただし、3月3日のみ材料費が必要です)

申し込み・問い合わせ 市役所人権同和啓発課(FAX 982-7988、Eメール jinkendowa@mb.city.yawata.kyoto.jp)に電話、ファックス、Eメールで連絡してください。

※保育ルームもあります。詳しくは、人権同和啓発課へ。

▶シルバー人材センターパソコン教室

日時 毎週(月・火・木・金・土)

・午前コース(午前9時30分～正午)

・午後コース(午後1時30分～4時)

※上記の曜日、時間以外の相談も受け付けます。

場所 シルバー人材センター

コース内容

- ①パソコン入門と文書作成初級(ワード)
- ②文書作成中級(ワード)
- ③インターネット
- ④表計算入門(エクセル)
- ⑤画像処理(デジカメ写真の加工ほか)

※特別コースは「弥生会計ソフトによる会計処理」。

受講料 1回2,400円 ※テキスト代300円

申し込み・問い合わせ 同事務局(☎ 983-0822)

▶家族介護者教室(アロマテラピー)と交流会

日時 3月18日(土)午前11時～(4時間程度)

場所 松花堂庭園別館講習室

対象 介護保険の介護認定で要介護1～5の認定を受けている方を在宅で介護している方(参加は要介護者1人につき1人まで)

内容 家族介護者教室(ハンガリアンウォーターブルーフィルム)
・精油調合実習・ハンドマッサージレッスン)、昼食交流会

参加費 1,000円

講師 アロマセラピスト 小林真美さんほか

申し込み・問い合わせ 2月20日(月)までに高齢介護課へ

イベント

▶遺跡発掘出土資料巡回展示 「上津屋遺跡と上奈良遺跡 －八幡・沖積平野の古代～中世－」

日時・場所

①2月12日(日)まで<現在公開中>
午前10時～午後9時、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」

②2月15日(水)～3月5日(日)
午前9時～午後10時、生涯学習センター

③3月10日(金)～31日(金)
午前9時30分～午後4時30分、ふるさと学習館(八幡第四小内)

内容 最近の発掘調査で資料が得られた、上津屋遺跡と上奈良遺跡について出土遺物や写真を展示します。八幡の豊かな平野に営まれた古代から中世の歴史について理解することができます。

※入場無料です。

問い合わせ 社会教育課、ふるさと学習館(☎ 972-2580)

▶八幡市第4回英語フェスティバル

日時 2月4日(土)午後1時15分～4時30分

場所 文化センター 小ホール

内容 英語による歌・ダンス・劇・スピーチなど
出演 八幡第三幼稚園、八幡第五小学校、南山小学校、橋本小学校、市内4中学校、市内2高校、府・市英語指導助手

※入場無料、申し込み不要です。

問い合わせ 市教育研究所(☎ 983-8500)

▶ヒューマン・フォーラム 新屋英子ひとり芝居&トーク

日時 3月18日(土)午後3時～

場所 生涯学習センター ふれあいホール

内容 劇団「野火の会」の新屋英子さんが、明治・大正・昭和と嵐の時代を生き抜いたヒミ

コの波乱万丈の物語「ヒミコ伝説」とトークを繰り広げます。

参加費 無料(要申し込み)

申し込み 生涯学習センター、市役所人権同和啓発課

で整理券を発行します。人権同和啓発課への電話での申し込みも受け付けます。

問い合わせ 人権同和啓発課

短 信

▶犬のしつけ方教室

日 時 2月23日(木)、3月2日(木)、9日(木)、16日(木)※予備日は3月23日(木)
午後1時30分~2時30分(初日のみ~3時30分、飼い主のみの参加)
場 所 井手町立山吹ふれあいセンター(井手町大字井手小字二本松3-1)
対 象 以下の条件を満たす犬とその飼い主(飼い主のみの参加も可)
八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町に在住し、全日程参加できる方△飼い犬は、生後6ヶ月以上2歳未満の犬で市町に登録済でかつ平成17年度狂犬病予防注射およびその他感染症の予防注射済みで健康であり、攻撃性がないこと

内 容 犬の健康管理、しつけ方など
定 員 飼い犬同伴の方約10人、飼い主のみの方約20人(先着順)

受講料 無料
申し込み 2月6日(月)~10日(金)の午前8時45分~午後5時(正午~午後1時を除く)に電話または直接、山城北保健所(☎0774-21-2912)へ

▶ひとり親家庭を励ます知事と新入学児童等のつどい

日 時 3月12日(日)
午前10時45分~午後2時30分
場 所 京都テルサ(京都市南区新町通九条下ル)

内 容 知事と一緒にレクリエーション、記念品贈呈

申し込み 2月10日(金)までにハガキに「新入学児童のつどい参加希望」、住所、電話番号、保護者名、新入学児童および同行の兄弟姉妹の名前(フリガナ)、生年月日、性別、会場への交通費を記入し、〒604-0874 京都市中京区清水町375 京都府母子寡婦福祉連合会(母子家庭の方)、京都府民生児童委員協議会(父子家庭の方)へ。希望者多数の場合は抽選です。

その他 京都市在住者を除きます。昼食を用意しています。

問い合わせ 府生活福祉室(☎414-4585)

▶ボランティアフェスティバル フリーマーケット出店者募集

日 時 3月18日(土)午前10時~午後3時
※雨天中止です。

場 所 市役所前広場(1ブース=3台×1.8m)

出店数 44店(申し込み多数の場合は抽選)

出店費 2,000円

申し込み 2月15日(水)必着で、往復ハガキに郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、参加人数、販売内容を記入して〒614-8093八幡三本橋59-9 八幡市社会福祉協議会へ。出店決定の方は3月初旬に通知します。

※飲食物、医薬品、危険物、生き物、在庫処分品、法令で禁止されているものは出品できません。

問い合わせ 社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)

▶「口腔ケアの大切さ」開催

2月22日(水)午後1時30分~3時30分、福祉商工会館で劇団「わっ歯っは」による寸劇、口腔ケアの実演、歯ブラシ等の紹介などがあります。定員30人(先着順)。参加無料です。申し込み・問い合わせは八幡介護者家族の会(社会福祉協議会内、☎983-4450、FAX983-5798)。

▶降灰にご注意、鵜殿のヨシ原焼き

2月26日(日)午前9時<点火>から、大阪府高槻市の淀川河川敷(上牧町・道駒町)で「鵜殿のヨシ原焼き」が行われます。当日の風向きにより、灰が八幡市内に舞い落ちる可能性があります。特に洗濯物などにはご注意ください。
※雨天、強風時は3月12日(日)に延期。
問い合わせ 高槻市役所都市産業部公園緑政室(☎072-674-7512)

▶司法書士無料法律相談

日 時 2月18日(土)午後1時~4時
場 所 文化センター 会議室1
内 容 相続登記などに関する無料法律相談
※申し込み不要です。
問い合わせ 京都司法書士会(☎241-2666)

▶ひとり親家庭の方へ

巡回就労相談を行います
府内在住のひとり親家庭の方を対象に就業を希望される方の相談を受け付けます。
日 時 2月19日(日)午前10時~午後4時30分
場 所 京田辺市商工会館C I Kビル会議室301(京田辺市田辺久戸52-3)
参加費 無料(要申し込み)
定 員 10人程度(先着順、1人あたりの面接時間は約1時間です)
申し込み・問い合わせ 電話で京都府社会福祉協議会母子家庭等自立支援センター(☎252-6010、FAX252-6312)へ



▶食用廃油の回収日程表

問い合わせ 環境事務所

日程	回収場所
8日(水)	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ピューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、南ヶ丘隣保館、八幡御馬所、南山小西側
10日(金)	長町北・極ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひづじ・やぎ公園、足立寺史跡公園、柿ヶ谷集会所、福音谷114・166番地

※前日に18kgボリ容器を設置し、回収日に持ち帰りますので、回収日の午前8時までに出してください。

▶し尿収集日程のお知らせ

問い合わせ 城南衛管(☎631-5171)

2月の収集日	収集 地域
10日(金) 3月3日(金)	川口高原
14日(火)	橋本、科手、土井、高坊、大谷、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森
15日(水)	御馬所、城ノ内、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、双栗、三ノ申、沓田、河原崎、五反田、平谷、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、松原、広門、植松、女郎花、高畠、神原、三反長、舞台、吉原、渡ル瀬、盛戸、柿木垣内、小松、森垣内、名残、源氏垣外、川口(高原を除く)
16日(木)	清水井、式部谷、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、月夜田、久保田、中ノ山、山田、ノ坪、砂田、安居塚、福禄谷、枚方バイパス沿両側、下奈良、二階堂、戸津、長町、樋ノ口、沢
17日(金)	南山、蜻蛉尻、内里新田、内里、美濃山
20日(月)	里上津屋、浜上津屋、野尻、岩田、上奈良

▶不用品情報(1月24日現在)

★ゆずります

【スポーツレジャー用品】スキー板と靴(無料)△子供用スキー靴(700円)【家具類】靴箱(無料)△ライティングデスク(5,000円)△学習机とイス(2,000円)【電気製品】21インチテレビ(5,000円)△ワープロ(3,000円・5,000円)【ベビー用品】ベビー布団セット(3,000円)△頭部用ベビーガード(1,000円)△ジュニアシート(無料)△A型ベビーカー(2,000円)△B型ベビーカー(2,000円)

★ゆずってください

【乗り物】大人用自転車【スポーツレジャー用品】3歳児用柔道着【楽器】子供用ピアノ補助ペダル【電気製品】ふとん乾燥機【ベビー用品】チャイルドシート【その他】男山第二中学校男子制服と体操服

問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

▶飼えない犬・猫の引き取り日

飼えない犬・猫の引き取り日は毎週火曜日です。時間は午前8時30分~9時30分、場所は市役所環境保全課です。
問い合わせ 環境保全課



2月11日(土・祝)は祝日ですが、土曜日にあたるため、大型ごみ祝日持ち込みは実施しません。

※大型ごみ祝日持ち込みは土日以外の祝日および振替休日の午前9時~正午に実施しています。

問い合わせ 環境事務所

○今月の新着図書紹介○

【児童図書】

「はしゃれ!たくはいびん」(えほん)

竹下 文子/作

鈴木 まもる/絵

「こんなちはー。たくはいびんのおとどけでーす。」

たくはいびんのトラックは、きょうもまち中をはります。

「ピンポンバス」でおなじみの、作家コンビの新作です。

【成人図書】

スープ・オペラ

阿川 佐和子

ひょうたん

宇江佐 真理

鬼火の里

窪島 誠一郎

春秋名臣列伝

宮城谷 昌光

いまを生きるちから

五木 寛之

意味がなければスイングはない

村上 春樹

おらんくの池

山本 一力

宫廷女官チャンゲムの誓い 上・下

ユ ミンジュ

ビジュアルNIPPON昭和の時代

伊藤 正直

京都 幕末・維新 かくれ史跡を歩く

木村 幸比古

マオ 上・下

ユン チアン

「昭和80年」戦後の読み方 中曾根 康弘他

日本の論点 2006 勝負のときがきた

文藝春秋

【参考図書】

データでみる県勢 2006年版 矢野恒太記念会

内閣府

国民生活白書 平成17年度版

内閣府

青少年白書 平成17年度版

内閣府

理科年表 第79冊(平成18年)

国立天文台

▶図書館の休館日

図書館は毎週月曜日、11日(土・祝)、23日(木・館内整理日)は休館します。

◆八幡市民図書館/☎982-7322

◆男山市民図書館/☎982-4123

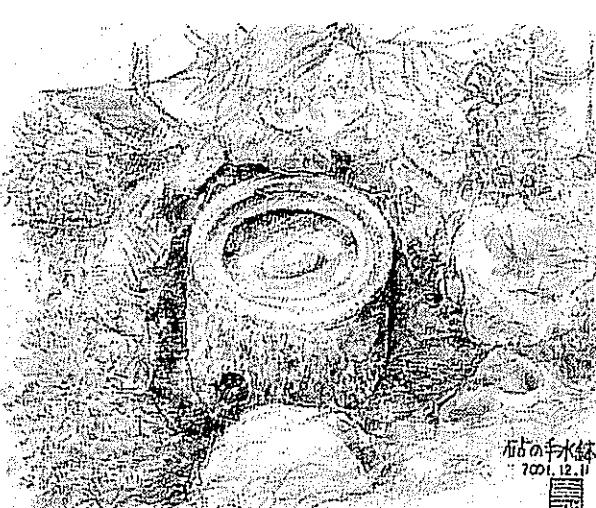
▶自動車文庫の巡回日程表

大雨注意報・警報発令時は運休

巡回地区(停車場所)	日	時間
八幡小松(南ヶ丘保育園)	10	14:00~
欽明台東(欽明つづじ公園)	10	14:50~
内里(有都小学校)	10	15:40~
川口(まつむし児童公園)	10	16:20~
下奈良今里(都隣保館)	15	14:10~
美濃山御幸(みゆき南公園)	15	15:00~
美濃山出島(農協集荷場)	15	15:40~
岩田岩ノ前(石田神社御旅所)	16	16:20~
岩田松原(巽龍夫さん宅前)	17	14:10~
八幡山田(しののめ公園)	17	15:00~
美濃山幸水(幸水集会所)	17	15:40~
八幡桶ノ口(今井工作所前)	17	16:30~
男山笹谷(わかたけ保育園)	18	14:10~
橋本意足(あらかじ公園)	18	15:00~
橋本西山本(橋本橋東側)	18	15:40~
西山足立(橋本児童センター)</		

よどやたつこらうていあと きぬた ちくうすばち
淀屋辰五郎邸跡と砧の手水鉢

天下の豪商、淀屋の5代目辰五郎は、宝永2(1705)年5月16日に闕所(けっしょ=江戸時代の刑罰のひとつ。家財の没収)となり、辰五郎は宝永6(1709)年に江戸に潜行。そして6年後の正徳5(1715)年、日光東照宮100年祭の恩赦によって家康からもらった八幡の山林



300石が淀屋に返還され、翌年に辰五郎は八幡に帰ってきた。

そして八幡柴座の地に居を構えた。その屋敷には、男山中腹の杉山谷不動の“ひきめの滝”あたりから簞(かけい)を使って邸の手水鉢に水を引いたという。手水鉢の中で踊るコブシ大の石の音が洗濯に使う砧を打つのによく似ていたのだろうか、「砧の手水鉢」と呼ばれた(噴水を楽しんだという説もある)。また、簞中を流れる水の音が「ドンド、ドンド」と聞こえたらしく、簞が敷設された小径を「ドンドの辻子」、その辻に面して建つ住居を指して「ドンド横丁」と呼ばれたといふ。

翌、享保2(1717)年12月21日、辰五郎は33歳の若さでこの世を去り、手水鉢は主を失う。そして今、この手水鉢は、松花堂庭園の書院裏庭に残っている。苔生した手水鉢を眺めていると、淀屋が見た夢が広がってくるようだ。



<11>

お気軽に ご相談ください

市役所へは代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。

☆弁護士相談 市民自治・安全課

【電話予約制先着順、定員になり次第締切】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。

※時間はいずれも午後1時30分~4時

7日(火)<予約は1月31日~>
市役所1階会議室(北玄関西)

21日(火)<予約は14日~>
生活情報センター

28日(火)<予約は21日~>
生活情報センター

3月7日(火)<予約は28日~>
市役所1階会議室(北玄関西)

※電話予約の受付は、午前9時から、生活情報センター(☎983-8400)で行います。

☆行政相談 市民自治・安全課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。

10日(金)・25日(土)午後1時~4時

市役所1階会議室(北玄関西)

☆人権相談 人権同和啓発課

人権の侵害や差別、いやがらせなど、人権に関わる相談を人権擁護委員が応じます。

13日(月)・27日(月)午後1時~4時

文化センター2階会議室1

☆年金相談 国保年金課

受給年金額に関することや年金の請求について、社会保険事務所職員が相談に応じます。

28日(火)午後2時~4時

文化センター2階会議室1

☆障害児者相談 社会福祉課

障害のある方やその家族からの相談に応じます。

7日(火)午後1時~3時 福祉センター

☆家庭児童相談室 児童福祉課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜~金曜日
午前10時~午後5時
市役所児童福祉課内

☆母子父子家庭相談 児童福祉課

母子・父子家庭の皆さんのお話を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。

火曜日 午前10時~午後5時
市役所児童福祉課

☆ふれあい福祉相談 ふれあい福祉センター(☎983-2000)

困りごとの内容を問わず、専任相談員が相談に応じます。

【常設相談】月曜~金曜日
午前9時~午後4時
福祉商工会館内社会福祉協議会

【出張相談】14日(火)午後1時30分~4時
八寿園

☆女性相談 人権同和啓発課

パートナーからの暴力、つきまとい、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。

月曜~金曜日
午前10時~午後5時
市役所人権同和啓発課

☆介護相談 高齢介護課

高齢者の介護に関する相談やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報提供を行います。

月曜~金曜日
午前8時30分~午後5時
基幹型在宅介護支援センター(市役所高齢介護課内)

※以下の施設では24時間相談を受け付けています。

京都八勝館在宅介護支援センター(☎982-3883)、在宅介護支援センターまばと(☎982-8000)、ひまわり園在宅介護支援センター(☎983-8112)、在宅介護支援センター有智の郷(☎972-1000)

子育て相談

子育てについて悩んでいること、困っていることなど、気軽に相談してください。

月曜~金曜日 午後1時~5時
子育て支援センター(☎983-8747)
第二子育て支援センター(☎981-5009)

申し込みは 子育て支援センター あいあいポケットへ

(八幡園内92-1
みその保育園内/☎983-8747)

【赤ちゃんの広場】妊娠中の方から1歳半位までの親子が対象。今月は「布で遊ぼう」、「わらべうたで遊ぼう(有都のみ)」。時間は午前10時~11時15分です。

1日(水)みその保育園
3日(金)竹園児童センター
10日(金)橋本児童センター
17日(金)わかたけ保育園
22日(水)有都保育園

【あそびの広場】子育て支援センターで開きます。時間は午前10時~11時30分です。今月は「作って遊ぼう」(2日・9日)、「体操をしよう」(16日・23日)です。

A組 2日(木)・16日(木)
…1歳半~2歳位の親子対象
B組 9日(木)・23日(木)
…2歳位~就学前の親子対象

【おしゃべりサロン(パートⅠ)】2カ月~6カ月位の親子が対象。お母さん同士でいろいろなおしゃべりをしましょう。子育て支援センターで開きます。

14日(火)午前10時~11時15分
申し込みは 第二子育て支援センター
そよかぜへ

(八幡三反長10
南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

【そよかぜあそびの広場】1歳半位~就学前の親子が対象。第二子育て支援センターで開きます。今月は「作って遊ぼう」(7日)、「体操をしよう」(21日)です。

7日(火)・21日(火)午前10時~11時30分
【美濃山あそびの広場】1歳半位~就学前の親子が対象。美濃山コミュニティセンターで開きます。今月は「作って遊ぼう」(8日)、「体操をしよう」(24日)です。

8日(水)・24日(金)午前10時~11時30分
【おしゃべりサロン(パートⅡ)】6カ月位~就学前の親子が対象。自由に遊んだり交流をしましょう。第二子育て支援センターで開きます。

14日(火)・28日(火)午前10時~11時15分
●保育園の開放日

南ヶ丘保育園(☎981-3125)
…8日(水)・15日(水)・27日(月)
南ヶ丘第二保育園(☎982-3330)
…16日(木)

みやこ保育園(☎981-2511)
…6日(月)・20日(月)

みその保育園(☎981-8101)
…7日(火)・17日(金)

有都保育園(☎981-0873)
…13日(月)

わかたけ保育園(☎983-1313)
…3日(金)

くすのき保育園(☎983-1200)
…1日(水)・24日(金)

山鳩保育園(☎981-0982)
…15日(水)

※時間は午前10時~11時30分です。

※申し込み不要。直接、園にお越しください。

※内容など詳しくは園におたずねください。

※子育て相談も行っています。

●幼稚園の開放日

八幡幼稚園(☎981-0180)
…28日(火)午前10時~11時30分

八幡第二幼稚園(☎981-6950)
…8日(水)午前10時30分~11時30分

八幡第三幼稚園(☎982-8566)
…22日(水)午前10時~11時30分

八幡第四幼稚園(☎982-2447)
…24日(金)午前10時~11時30分

橋本幼稚園(☎982-0607)
…28日(火)午前10時30分~11時30分

有都幼稚園(☎981-0873)
…13日(月)午前10時~11時30分

早苗幼稚園(☎981-2268)
…22日(水)午前10時30分~正午

なるみ幼稚園(☎982-3368)
…8日(水)午前10時30分~正午

※申し込み不要。直接、園にお越しください。

※内容など詳しくは園におたずねください。

【主な遊びの一覧表は保育園・幼稚園・児童センターにおいてあります】

